

和企契第130号

令和元年10月24日

(2019年)

各 位

和歌山市公営企業管理者職務代理者

企業局長 白井光典



和歌山市企業局発注工事等における暴力団員等による不当介入に対する措置について

かねてより、企業局が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「発注工事」という。）においては、暴力団員に限らず、何人からでも不当介入（不当要求（必ずしそうべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）、協力金の要求及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合には、その旨を直ちに企業局へ報告するとともに、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を行うよう要請しているところです。

つきましては、暴力団員等による不当介入の排除をより一層徹底するため、改めて次のことを徹底されるようお願い申し上げます。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

- 1 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、企業局へ報告、所轄の警察に通報等を行うこと。
- 2 1により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により発注者に報告すること。
- 3 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- 4 1及び2の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。